平成２９年（フ）第１５１号
青森県八戸市大字鮫町字棚久保14番地27
債務者　金澤　幸佑
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
青森県八戸市青葉３丁目15番５号　コーポ松舘６号
債務者　菊地　直子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地2313　コーポさかえ１号室
債務者　下野ひとみ
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
青森県三戸郡階上町蒼前東１丁目９番地114
債務者　田畑真奈美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９４１号
仙台市若林区六丁の目北町12番１―408号
債務者　大場　史枝
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
新潟市東区浜谷町２丁目３番57号　浜谷町タウン２号、前住所新潟市東区物見山２丁目１番12号　ベルコリーヌＢ棟201号
債務者　Ａｑｕａｒｉｕｍ　ｓｈｏｐ　ＣＯＬＯＲＳこと　芦野　裕也
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４２号
新潟市中央区有明大橋町７番24号、前住所新潟市西区上新栄町５丁目７番32号　コーポサルビア101号
債務者　清野　富英
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４８号
新潟市江南区嘉瀬3670番地
債務者　江部　良広
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４９号
新潟市西区坂井東４丁目34番11号　グランドハイツ梨本Ａ－８号、前住所新潟市東区上木戸２丁目24番10号
債務者　大橋　譲二
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５０号
新潟市東区江南４丁目３番地14　エスペランス江南Ｅ号
債務者　田中　尚子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５７号
新潟市南区上曲通394番地４　サングレースＢ203、前住所新潟市南区西萱場1087番地３
債務者　柏木　園子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６０号
新潟市北区新元島町3942番地62
債務者　佐野　拓也
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７６号
新潟市中央区下所島２丁目６番１号　ハイツ篠原101号
債務者　加藤　　唯
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６８号
富山市西田地方町２丁目２番５号
債務者　安野　聖美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４５号
富山県氷見市小窪424番地
債務者　川前　真也
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２６３号
金沢市もりの里３丁目103番地　館サクセス312号、住民票上の住所金沢市田井町３番12号
債務者　高原　　寂
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
長野県飯田市上郷飯沼3194番地３
債務者　野崎　秀一
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
長野地方裁判所飯田支部